

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である国土交通省共済組合（以下「組合」という。）が講ずべき措置及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）により組合が講ずべき措置について、これらの適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定め、もって個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報  
個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人識別符号  
個人情報保護法第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。
- (3) 要配慮個人情報  
個人情報保護法第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。
- (4) 個人データ  
個人情報保護法第2条第6項に規定する個人データをいう。
- (5) 保有個人データ  
組合が個人情報保護法第2条第7項の権限を有する同項に規定する保有個人データをいう。
- (6) 匿名加工情報  
個人情報保護法第2条第9号に規定する匿名加工情報をいう。
- (7) 個人番号  
番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (8) 本人  
個人情報又は個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (9) 特定個人情報  
番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (10) 個人番号利用事務  
番号法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

(11) 個人番号関係事務

番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。

(基本方針の公表)

第3条 本部長は、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、公表するものとする。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第4条 組合に個人情報保護管理者を置き、副本部長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、組合が取り扱う個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う。

(個人情報保護責任者)

第5条 組合に個人情報保護責任者を置き、本部にあつては大臣官房福利厚生課長、支部にあつては支部長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、本部及び支部における個人情報の管理に係る事務を行う。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第6条 組合が取り扱う個人情報については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。）第1条第1項に規定する目的を達成する以外には利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 個人情報保護責任者は、個人情報を取得するに当たっては、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

2 個人情報保護責任者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、個人情報保護法第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）第6条各号に掲げる者により公開されている場合

(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 個人情報保護責任者は、別に定めるところにより、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報保護責任者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項及び第24条第1項第2号

において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- 3 個人情報保護責任者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
  - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
  - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなる時は、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければならない。

#### 第4章 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保等)

第9条 個人情報保護責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 個人情報保護責任者は、別に定めるところにより、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第11条 個人情報保護責任者は、共済組合業務従事者(以下「従事者」という。)に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 個人情報保護責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、契約条項に、次に掲げる事項について規定を設けるものとする。
  - (1) 安全確保の措置に関する事項
  - (2) 再委託に関する事項
  - (3) 個人データの使用及び第三者への提供に関する事項
  - (4) 個人データの複写に関する事項
  - (5) 個人データの管理状況についての管理に関する事項
  - (6) 業務完了後の個人データの返却、廃棄等に関する事項
  - (7) 事故等の発生時における報告に関する事項
  - (8) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- 3 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、

秘密保持等個人情報の適正な取り扱いに関する事項を盛り込むものとする。

(教育)

第13条 個人情報保護責任者は、従事者に対し個人情報保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、個人情報保護に関する教育を行うものとする。

(個人情報の漏えい等の事案が発生した時の対応)

第14条 個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した場合には、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護責任者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、必要な調査を行い、事案に則して次の各号に掲げる措置を適切に講じるものとする。

- (1) 漏えい等の事案における個人情報の範囲の特定
  - (2) 当該個人情報の重要度の評価
  - (3) 当該個人情報の漏えい経路の特定等、事案の事実関係等の把握
  - (4) 事案の事実関係等の公表
  - (5) 当該個人情報に係る本人への対応（謝罪等）
  - (6) 当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の捜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）
  - (7) 当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し
  - (8) 犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい等の事案の発生を把握した場合には、速やかに個人情報保護委員会に事実関係等を報告するものとする。

## 第5章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第15条 個人情報保護責任者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第16条 個人情報保護責任者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護法施行規則第7条第1項各号に掲げるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、同条第2項各号に掲げる方法のいずれかにより、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とするデータ
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止するデータ

(5) 本人の求めを受け付ける方法

2 個人情報保護責任者は、前項第2号、第3号又は第5号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護法施行規則第7条第1項各号に掲げるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、同条第2項各号に掲げる方法のいずれかにより、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第17条 個人情報保護責任者が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前二条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第18条 個人情報保護責任者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。ただし、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第1節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護法施行規則第11条各号に定める基準のいずれかに適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、第15条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前3条の規定は適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第19条 個人情報保護責任者は、個人データを第三者（個人情報保護法第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護法施行規則第12条で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護法施行規則第13条第1項各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号のいずれかに該当する場合又は第17条に規定する場合（前条の規定による個人データの提供にあつては、第15条第1項各号のいずれかに該当する場合）は、この限りでない。

2 個人情報保護責任者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護法施行規則第14条各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第20条 個人情報保護責任者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法施行規則第15条で定める方法により、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第15条第1項各号のいずれかに該当する場合又は第17条に規定する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 個人情報保護責任者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護法施行規則第16条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護法施行規則第17条各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 3 個人情報保護責任者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護法施行規則第18条各号に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。

## 第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第21条 個人情報保護責任者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- (1) 当該事業者の氏名又は名称
- (2) 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 次項の規定による求め又は次条第1項の規定による請求に応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 個人情報保護責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第22条 個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求されたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報保護責任者は、前項の規定に基づき請求された保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについて同項の規定は、適用しない。

(理由の説明)

第23条 個人情報保護責任者は、第21条第3項又は前条第2項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の請求等に応じる手続)

第24条 個人情報保護管理者は、第21条第2項の規定による求め又は第22条第1項の規定による請求（以下この条において「開示等の請求等」という。）を受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。

- (1) 開示等の請求等の申出先

- (2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式
  - (3) 開示等の請求等をする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法
- 2 個人情報保護責任者は、本人に対し、開示等の請求等に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報保護責任者は、本人が容易かつ正確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。
  - 3 個人情報保護責任者は、本人が次に掲げる代理人によって開示等の請求等をしてきた場合、これに応じなければならない。
    - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
    - (2) 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人
  - 4 個人情報保護管理者は、前3項の規定に基づき開示等の請求等に応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

## 第7章 苦情の処理

### (苦情の処理)

- 第25条 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

## 第8章 匿名加工情報の作成等

### (匿名加工情報の作成等)

- 第26条 個人情報保護責任者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等（匿名加工情報を含む情報の集合体であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。）を構成するものに限る。以下この章において同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護法施行規則第19条各号に定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。
- 2 個人情報保護責任者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護法施行規則第20条各号に定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
  - 3 個人情報保護責任者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護法施行規則第21条第1項に定める方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
  - 4 個人情報保護責任者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護法施行規則第22条に定める方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
  - 5 個人情報保護責任者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
  - 6 個人情報保護責任者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管

理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

## 第9章 遵守状況の確認

(遵守状況の確認)

第27条 個人情報保護責任者は、個人情報保護の遵守状況を確認するため、原則として年1回及び必要な場合はその都度、自主点検を行うものとし、次条に規定する監査受検時に、監査員の求めに応じ、その点検結果を提示するものとする。

(監査)

第28条 本部長は、個人情報保護の遵守状況について監査を行うものとする。  
2 本部長は、前項に規定する監査を行う監査員を別に定めるものとする。

## 第10章 その他

(見直し)

第29条 個人情報保護管理者は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

## 第11章 雑則

(委任規定)

第30条 この規則に定めるほか、この規則の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月30日）

この変更は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日）

この変更は、平成30年3月30日から施行し、平成29年5月30日から適用する。